

令和5年度 第2回 村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	令和5年度 第2回 村上市子ども・子育て会議
日時	令和5年11月15日(水) 午後2時～
会場	村上市役所 大会議室(4階)
出席者	出席委員：10名 平野委員、市井委員、長委員、富樫委員(副委員長)、小池委員、工藤委員、 本間委員、鈴木委員、仲委員(委員長) ※名簿順
	欠席委員：飯島委員、渡部委員、増田委員、竹田委員、斎藤委員
	オブザーバー：松田氏
	事務局：太田福祉課長、押切保健医療課長、平山生涯学習課長、小川学校教育課長、 こども課 山田課長、高橋洋一室長、小林副参事、高橋朗室長、渡辺係長、高橋洋樹 係長

会議抄録

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) ニーズ調査等について

※資料No. 1-1、1-2により事務局から説明

委員長：前回頂いた意見を基に事務局に対応していただき、表紙の漢字、字体も細く変わり柔らかくなった印象があります。ジャパン総研の方から補足をお願いします。

※ジャパン総研から補足説明

委員長：細かなところまで見なければ出てこない感想、意見もあるかと思えます。新しいアンケートを調査の案についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員：資料1-1、10ページのQ17について、「地域子育て支援センターの利用に一定の利用者負担が発生する場合がある」と書かれていますが、どういうときなのか教えてください。もう一つ、11ページのQ18について、「なお、事業によって、お住まいの地域で実施されていないものがあります」と書かれていますが、回答する方は自分の地域にあるのか、ないのか分からない人もいると思います。ニーズが多くあれば、今後つくりたいという意味で質問をしたのか教えてください。

事務局：Q17について、支援センター自体の利用は無料です。講座などを行う際に参加者負担ということで、200円ほど頂いている場合があります、その点を指しています。

委員：子育てセンターに行くとき一定の料金がかかるのではないかと考えてしまいます。他の施設についても「かかるがあります」と書いてあります。そこまで書かなくてもいいのではないかと思いました。

事務局：支援センターそのものは無料で行いますので、削除する方向で検討します。

事務局：Q18について、「④児童館」が村上地区にしかなく、他地区にはなかったためこのような表現をしました。実際にはない地域でのニーズがどの程度あるかを把握し、来年度以降の会議の中で検討していく形になると思います。

委員：市でどの程度利用し、市以外でどの程度利用しているか、比較したいということですか。

委員長：違うところかもしれません。後ほどまたお願いします。

Q18で、地域によってないというのは児童館のみでしょうか。

事務局：児童館のみと考えています。

委員長：質問の文章をなるべく短くしたほうが見た目の負担感も減りますので、委員の提案はともいいと思います。質問の文章を短くする意味でも、「児童館は村上地区のみです」と書き、選択肢の中に含めて簡単にする方法もあるかもしれません。

事務局：「なお」以降の文章と、それを「④児童館」の後ろに「村上地区のみ」と表記をするなど、内容について検討します。

委員：Q18で、⑥に子育て応援タクシー利用補助金とありますが、山北地区にはタクシー会社がありませんので、温海にあるタクシー会社と村上市が提携し、県境を越えてのタクシー利用も可能との協定を結んだと思います。また、ボランティアタクシー「ボラタク」が10月1日から稼働しています。子育て応援タクシー利用補助金は、山形県のタクシーを利用した際にも利用が可能になりますか。

事務局：子育て応援タクシー利用補助金は、事業者がどこであっても該当します。利用する方には陣痛が来た妊婦、病気で急に子どもの具合が悪くなり、他に運転する人がいない家庭などと個々の要件はありますが、利用するタクシー会社には特に要件はありません。領収書があれば申請可能です。ボランティアタクシーは事前予約制のため、現在は使えないと思い

ます。それが認められるように制度や利用条件が変わった場合、山北地区にお住まいの方がそれを使ったほうが便利ということであれば、積極的な対応を考えていきます。

委員長：アンケートの途中には「村上市ファミリー・サポート・センター」「子育て応援タクシー利用補助金」という、市民にもサービスの存在が分かる注釈的な情報が入っていることが良いと感じています。委員から指摘があったボランティアについても検討していただき、市民が新しい情報として知ることができればいいかもしれません。事務局で検討をお願いします。

委員：10ページのQ16にある地域子育て支援拠点事業を利用している回数は、名簿に書いて利用しているので、市は人数や利用回数などは分かると思います。その他に、村上市で実施している事業だけを聞けば、正確なものが出てくるとと思いますので、この質問を削除してもいいのではないかと思います。

事務局：設問番号に網掛けされているものは、国で必ず聞くようにされている設問になりますので、これ自体を削除することは難しいです。支援センターを利用している人はこのサービスを利用しているなど、1つの質問だけではなく、複数の設問を組み合わせたクロス分析もありますので、そういう点も含めて、この設問は残したいと考えています。

委員：Q18にあるQRコードがいいと思いました。例えば「パパママ応援教室」や「はぐナビ」など、全部にQRコードを載せていただければ、子育てをしている人には便利ではないかと思います。1つ1つそれぞれの事業のQRコードを載せなくても、一括で見ることができるQRコードの使い方は、今のところされていませんか。

事務局：一括で見ることができれば一番いいと思いますが、ページがそれぞれ独立してある状況ですので、現在のところありません。ページ数の関係がありますので別表で付けるなど、検討させていただければと思います。

委員：資料1-2の表紙裏、「ご回答にあたってのお願い」の一番下に「封筒に入れて保育園または幼稚園の先生にお渡しください」とあるのは、単純ミスだと思います。

事務局：修正します。

委員長：誤植等、気付かれた点があればお願いします。回答は鉛筆やボールペンなど、筆記具であれば何でもいいのでしょうか。

事務局：認識ができれば鉛筆・ボールペンのどちらでも大丈夫です。「ご回答にあたってのお願い」のところに記載したほうがよろしいでしょうか。

委員長：はっきり分かれば特に指定なしでいいと思います。

委員：見やすくなり、回答しやすかったです。市内の小中学校の保護者2,188世帯を対象にしたウェブによるアンケート調査で、回答数が200件と出ています。前回の会議でウェブは若い人たちにとって回答しやすいのかと思ったのですが、この結果を見て、紙が回収率

70%を目指しているのであれば、紙のほうが良いと思っています。

事務局：冒頭、ウェブ回答だと10%前後ということで申し上げましたが、委員が紹介された話がまさにその数字ではないかとお聞きしていました。第2回子ども・子育て支援事業計画の時、この調査を保育園または学校を通じて紙で配布した結果、回答率が7～8割でした。前回の委員会でウェブ等についても提示されましたが、協議した結果、回答率を考えると、学校、保育園の先生を通じて配布したほうが回収率が良いのではないかと考え、今回はウェブではなく紙による調査を選択しました。大変貴重なご意見だったと思います。

委員：就学前児童の保護者対象アンケートの5ページのQ12-2で「家を出る時刻と帰宅時刻」がありますが、質問の意図を教えてください。

事務局：保育園などは早朝、延長保育などのサービスにどのように影響するかという点を把握するためにこのような設問を設けました。

委員：一番感じたのは全体的に簡素になり、大変分かりやすくなっていいと思いました。この計画は令和7年から始まるわけですが、どのような方法で周知するのか、また現在の第2期がどの程度周知されているのか。アンケートの質問項目の中に「ご存知ですか」という内容もありましたが、いかに知ってもらうか、その上で利用してもらうかという点に強い関心を持っています。

事務局：周知については全世帯に配布できれば一番いいのですが、そこまでできない状況です。関係機関に配布したり、ホームページ等で周知できる環境は整っていますが、さまざまな制度の周知を今後どう進めるかが今後の行政課題になってくると思います。そのため、今後皆さまから方法について意見があれば積極的に頂戴したいと思います。

委員：Q10-1で、項目の中に「ベビーシッターを利用した」とありますが、市内でどういう人がいますか。料金が発生して、そのようなサービスがあったのか、どこに行けばいいのかと考えるのではないかと思います。

事務局：項目としてベビーシッターを挙げていますが、市では正直なところ把握はしていません。民間でどの程度あるかについては分かりかねます。

委員：クロス集計のため、この文言は変えられないということですね。「子守をしてくれる人がいたのでその方を利用した」などの形がいいと思います。ベビーシッターと聞いて料金が発生して、きちんとしたサービスがあるようなイメージがあり、そういうサービスがあるのであれば利用したいという傾向につながるかもしれません。自分で頼んで自分で見てくれる人を探したという項目があればいいと思います。

事務局：先ほども説明したとおり、この質問は編みかけがされているところですので、設問と選択肢のところは変えずに形でお願いしたいと思います。

委員長：オブザーバーの方より、お気付きの点がありましたらお願いします。

ワザバー：答える側の答えやすさなどについても非常にきめ細かにご意見も頂いており、より答えやすいアンケートになっていると思えました。細かいところでは、1ページ目裏面の「○また、回答欄にある（ ）には数値をご記入ください。数字は1枠に1字です」という表現ですが、2桁の数字が入る場合もあります。

事務局：数字は1枠に1文字とは限りませんので、この文言については両方のニーズ調査で削除させていただきます。

委員長：前回からずいぶん改善されたという評価を頂きました。他にお気付きのことがありましたら、よろしくをお願いします。

副委員長：資料1-1、5ページのQ12-4の回答欄で、「子供が（ ）歳」という記述のかっこのほうが「就労したいができない」の理由のかっこよりも大きくなっています。答える側は、かっこの大きさを何文字入るのかと考えたりすることもあります。かっこの大きさについては、何か理由はあるのでしょうか。

事務局：指摘のとおり違和感を覚えますので、年齢を記載するかっこの幅を狭めるように修正します。他にもあるため、よろしければご指摘していただきたいと思います。

副委員長：資料1-1の2ページ、Q7の子どもから見た関係を聞いた「8 その他」にあるかっこの幅が長いと感じます。

事務局：事務局で確認して、適切な幅にしたいと思います。

※休憩 再開

委員長：アンケート調査についてお気付きの点はございましたか。後ほど気付きのことがあれば、事務局にお知らせいただければと思います。

※当日配布資料2「第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 スケジュール」により事務局から説明

委員長：事務局の説明に対して何か質問、意見はありませんか。郵送で意見の問い合わせを行うこともできるかもしれませんが。私と副委員長でニーズ調査票の修正内容を確認するか、全員の意見を諮るかになります。

委員：確認であれば委員長と副委員長に一任していいと思います。全員の意見を聞くとなると收拾がつかなくなります。

委員長：では、私と副委員長で確認するという事で進めさせていただきます。

事務局：そのように対応させていただきます。

委員長：今後のスケジュールについてもお話ししていただきましたが、確認や質問等ございませんか。それでは、議事（２）の「第２期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和４年度実績について」の説明を事務局からお願いします。

（２）第２期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和４年度実績について

※資料No. ２に基づいて事務局から説明

委員長：事務局から令和４年度の事業について説明がありました。一般には周知されていない保育料の認定制度などの用語がありました。他にも「ファミリー・サポート・センター」「一時預かり」などの不明かもしれない言葉があります。そういうことも含めて、質問や確認等がありましたらお願いします。

委員：保育園や学童保育所などを利用している児童数が出てきていますが、村上市内の０歳児が何人いて、そのうち何人が利用しているというデータは毎年上がってきていません。どれくらいの比率で使われているか気になります。

事務局：令和５年４月１日現在で、０歳児は２１９人に対して入園児数が６０人、入園率は２７．４％。１歳児は２４４人に対して入園児数が１８０人で、７３．８％。２歳児は２８３人に対して入園児数が２３６人で、８３．４％。３歳児は２７３人に対して入園児数が２５３人で、９２．７％。４歳児は２７７人に対して入園児数２５３人で、９１．３％。５歳児は３３８人に対して入園児数が３１１人で、９２．０％です。合計は１，６３４人に対して入園児数１，２９３人で、７９．１％となっています。

委員：今の数字がどこかに掲載していただきたいです。

事務局：資料No. ２、実績の人数の見込み量の欄の人数自体が、村上地区から山北地区など地区ごとに載っていますが、見込み量の実績のところは４月１日現在の人数になっています。

委員：どれくらいの割合の人がというパーセントについては載せていただくことはできないのでしょうか。

事務局：どのくらい保育園や学童を利用されているのかという表記については、第２期子ども・子育て支援事業計画の表をそのまま使う形で表現しました。来年以降は分かりやすく、入園率などが表記できる形を検討していきます。

委員：核家族化と祖父母も働いて保育の手が足りないために、利用者が増えていると説明がありました。確かにそのとおりで、私のところに相談に来ているケースで、祖父母もしくは父母であっても、今の時期に行う入園申請で就労証明が必要になりますが、来年４月からの分の就労証明になります。例えば、来年３月までの就労期間で雇用されている場合、来年４月からの就労証明が出せないという方が結構いらっしゃいます。そのため利用許可が下りないケースの相談があります。また、家庭によっては子どもを見る人がいない状況が４月から出てくる可能性があります。その辺りの対応をどのように考えているのか、現在の対

応を教えてください。

事務局：保育園は11月1日から11月15日まで、令和6年4月1日入園の申し込みを受け付けています。保育の場合は支給認定を受ける必要があります、保育が必要として就労や妊娠・出産、求職職活動などさまざまな理由がありますが、いずれかに該当しなければ保育園の入園ができない状況です。就労を理由に保育園入園を申請する場合、就労証明書を提出していただいています。雇用主との契約がどうなっているかの状況で出していただくことになり、有期の雇用契約であれば3月31日までの期間の就労証明書しか出ない場合もありますが、その後更新が見込まれる方は就労という形で支給認定をしています。また、新たな雇用契約が結ばれて、就労証明書が出せる状態になると新しい就労証明書を出していただいています。それに応じて入園の承諾の決定をしています。今出せる就労証明書で出していただき、その後、新たな就労証明書を出していただく対応をしています。

事務局：学童保育所も現在の就労状況の就労証明書で受け付けています。期間雇用の方について更新がかかった段階で新たに就労証明を提出していただき、就労の確認の担保をさせていただいています。就労証明書の提出がなされないからといって、入所の申請を受け付けないということはありません。

委員：6ページの荒川地区の学童保育所が90人のところ、実績113人と少し多くなっていますが、施設が2カ所あり、担当者によると、人数は多いが安定してできるという話でした。しかし夏休みになると、保内小学校が使えなくなるそうです。向かいにある学童保育所だけになるので、混み合っているそうです。保内小学校も夏休みに使えるようになれば安定して行えるとの意見がありました。また、神林地区の令和5年度を見ると、提供量が45人なのに実績が93人と、倍の人数を1カ所で見ているわけですが、内容が分からないので実態を教えてくださいたいと思います。

事務局：荒川地区の保内学童保育所の利用について、今年度の夏休みについては学校を利用していただき、従来の学童保育所と学校の2カ所で実施していたと思います。金屋でも実施しており、夏休みは計3カ所で対応したと記憶しています。

委員：保内地区では、夏休みも2カ所で実施していたということですか。学童が混み合っていることを聞いたのですが、大丈夫ですか。

事務局：補足させていただきます。保内小学校の学童につきましては、昨年8月3日の大雨で学童保育所が使えなくなり、一時保内小学校の空き教室を使いました。保内は例年定員70人のところを超過するほど児童が来ています。復旧作業を行いながら5月末に再開しましたが、1～3年生は保内の学童保育所を使い、4年生以上は保内小学校の空き教室を、定員オーバーの間暫定的に使用する措置を取っています。長期休業でもそのように使っていると把握しています。指摘どおり、荒川は人数が多く、二手に分かれて学童を行っているのが現状で

す。

※回答内容に誤りがあったため以下のとおり訂正します。

(訂正内容)

夏休み期間中、保内小学校が工事中で学校内の移動等に支障があり学童保育を実施するのが困難なため、保内学童保育所1か所で保育を行った。この件については利用者及び学童支援員には説明し実施している。

事務局：神林の学童保育所も大変入所が多いため問題になっています。神林支所でも、学校の教室などを使えないかと学校にも相談しています。ただ、指定管理者は学童が2カ所に分かれることとなり、職員などが不足する点が問題になっています。引き続き指定管理者とも調整しながら、多くの人員にどのように対応していくか、協議していきたいと思います。

事務局：補足させていただきます。神林学童は定員が倍くらいの利用になっており、指定管理者で学童保育所を使っているスペースと、現在暫定的に支援センターのスペースも使って人員増に対応しています。これについては、旧神納小学校に学童保育所を移転できないか検討しております。予定では来年工事して、再来年に空き教室に移動し学童保育所の人員増に対応したいと考えています。

委員：事故がないようにお願いします。

委員長：これだけ計画と実績の子どもの数が違ってくると、学童保育を担当する職員の確保は問題なくできているのでしょうか。

事務局：学童保育所の職員・支援員は現在、安全に学童保育所の運営ができる人員配置ができています。ただ人員確保となると、募集をしても応募する人がいないというジレンマも抱えているところです。12月1日から次年度の会計年度任用職員の支援員の募集を行っていきますので、ハローワークに求人を出すなどして幅広く人員の確保に努めたいと考えています。

委員：「3 地域子ども・子育て支援事業」の（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績と計画の人数がかけ離れている理由を教えてください。

事務局：同じ人で利用の目的・項目ごとに回数を数えていきますので、計画に対して実績が多くなっているところはあります。しかし、ファミリー・サポート・センター事業の利用は全体的に非常に多くなっています。計画の策定当時は利用が少なく、現在は非常に多くの方が利用し実績が大きくなっていると思います。

委員：提供会員が少なく、依頼会員が増えており、市報でも呼びかけていると思いますが、今後の対策はいかがですか。

事務局：これまでポスターなどを作り、市施設などでの募集をお願いし、提供会員になっていただく方の実績はありますが、提供会員が増えず、年齢も高くなってきています。依頼する人

のニーズが多くなり、定期的に使われたり、用事があって見てもらいたいという人も増えてきています。提供いただける会員を多くしていく手だてを考えていきたいと思います。

委員：私もそう思います。PTAの会議など学校の協力を得ながら呼びかけをしていけたらいいと思いました。「(8)一時預かり事業」の幼稚園型と幼稚園型以外の違いは何ですか。

事務局：一時預かりの幼稚園型は、村上いずみ園の幼稚園を利用し、保護者が就労している方で教育時間を超えた預かりをしていただきたい人のための事業になります。幼稚園型以外は村上地区では山辺里保育園で一時預かりをしています。里帰り出産やリフレッシュ、一部では就労の方もいらっしゃると思いますが、保育園や幼稚園に通っていない方のための一時預かり事業になっています。

委員：いずみ園ということは、村上幼稚園も入るとのことですか。

事務局：村上幼稚園は入りません。一時預かり事業は、子ども・子育て支援新制度という制度に則った形の事業になっています。村上幼稚園はその事業に乗らない幼稚園のため、この事業の対象にならない施設です。幼稚園型については、利用できるのはあくまでも村上いずみ園の幼稚園部に通っている子どもに限られます。

委員：この一時預かり事業の実績と確保されている数がかけ離れていて、数字の見方がよく分かりません。もっと利用してもいいという数字ですか。

事務局：提供量は、一時預かりを行っている施設の受入可能人数を年間で積み上げた数字です。実際に実績として利用した人数が、令和4年度は859人になります。

委員：同じ日の利用者が多いのかどうか分かりませんが、一時預かりに受け入れてもらえなかったため、ohanaネットやファミサポに来る人も多いと思います。その場合の対応は職員の関係で難しいということになりますか。

事務局：受け入れするその日の年齢にもよるため、0歳児が多いと1人の職員で見られる数も少なくなり、年齢が高い3歳以上の子どもの利用が多いと、もっと受け入れができるのではないかと思います。その日その日の利用する子どもの年齢にも関係してくると思います。

委員：提供量が多いのに、実際に預けられない人もいるのはどうなのでしょう。

事務局：利用する子どもは0歳児や1歳児など年齢の低い子どもの利用が多いところがあり、受け入れができると見込んでいる人数よりも少なくなっている状況です。

委員：年齢によって預かる人数が変わってくるのであれば、職員の数を書いてあると預ける側としては利用の可否を考えたりできると思います。

委員長：6ページの「(9)延長保育事業」で、令和4年度で延長保育を行っているところは指定管理を導入している園ということですが、市内の公立園では延長保育は行っていないのですか。

事務局：公立の場合、標準時間が午前7時半から午後6時半までになっています。それを超えた前後

の時間は受け入れていない状況です。

委員 長：この3カ所は、例えば夜7時までですか。

事 務 局：朝7時から夜7時まで受け入れをしている施設になります。

委員 長：他にお気付きの点や質問などはありませんか。次第4の「その他」に移ります。事務局からお願いします。

#### 4 その他

事 務 局：前回会議で、確認後に報告するものがありましたので報告します。

生涯学習課：前回会議で長委員から質問があった、「空き家となっている家が子ども110番として残っている。その更新・確認はどのようにしているのですか」という質問について確認したところ、2年に1回学校教育課から110番への確認依頼が来ます。生涯学習課は村上地区育成会の事業を所管していることから、その一環として、村上小学校区、村上南小学校区の子ども110番の家の状況を各町内の区長を通じて確認、把握をしております。荒川地区では荒川教育事務所が、他は各学校が学校独自にまたはPTAや区長に依頼して確認しているようです。窓口を一本化すればいいこととなりますが、合併当時一本化の整理がつかず、窓口が多岐にわたったままとなっているのが現状です。子ども110番の家が役割を担えていないという実態が分かった時には、村上小学校区また村上南小学校については生涯学習課に、また荒川地区については荒川教育事務所、それ以外については学区の小学校に実態をお聞かせいただければと思いますので、情報をお寄せいただきたいと思います。

学校教育課：日本語の理解が不十分な子どもへの対応について質問があり、現在就学して日本語の理解が不十分な子どもが2人いました。1人は一時帰国して市内に就学している子どもです。教育委員会で翻訳機を学校に配布し、学校現場ではそれを使いながら授業を行っている状況ですが、担任からも大変な状況と聞いています。通訳ボランティアという手法も考えられますが、市内で就学している子どもは母国語がポルトガル語で、ポルトガル語の通訳ボランティアの場合人材がいない状況でした。しかし最近、社会福祉協議会に1人登録があると聞いています。どのような支援が可能なのか、社協とも相談していきたいと思います。

こども課：前回の会議で子ども計画について話をさせていただきました。この計画はこども基本法が令和5年4月1日に施行された関係で、新たな計画を策定するということだったのですが、その大元となるこども大綱が今秋発出される予定との話をしましたが、まだ出ていません。発出された段階で事務局にて内容を検討し、皆さまに連絡する形で対応したいと考えています。

福 祉 課：お配りした「村上市重層的支援体制整備事業の実施結果（案）」について、国は重層的支援体制整備事業を令和3年4月から導入し、社会福祉法の改正で創設されました。この事

業が創設された背景には、引きこもりや支援拒否など、社会からの孤立やダブルケア、「8050」問題などの相談の課題が複雑化・複合化しているところがあります。従来の分野別の支援体制では対応が困難になっているのが現状です。これを踏まえ、市町村では既存の相談体制や地域づくりの支援の取り組みを生かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するようという国の考えを受けて実施するものです。その整備体制事業は記載してある第1～6号の全てを行います。村上市は重点的支援体制の整備事業の準備事業として令和3～5年の3年かけて準備を終え、令和6年度からこちら事業を実施することになっています。第1号が包括的相談支援で、既存の各分野で相談を受けているところが当てはまります。第2号の参加支援も困難な個別ケースによって地域資源を活用して要支援者の社会とのつながりに向けた支援を行うものです。第3号の地域づくりに向けた支援では、介護や障がい、子ども、生活困難で、現在行っている事業がここに当てはまります。第4号としてアウトリーチがあります。アウトリーチを通じた経常的支援事業として、これまで支援につながらなかったところを訪問したり、今後、継続的な支援につなげる事業をしていこうというものです。第5号は多機関協働で、現在福祉課に相談支援包括課推進員がおり、課題を解きほぐして関係機関、役割などをコーディネートしていくものです。そうしたものについて支援会議や重層的支援会議を定期的に行い、開催し、複雑化し、複合的な課題を抱えた世帯の支援をしていこうというものです。第6号ではそれに対する支援プランを作成していく整備事業を現在考えています。この場で全部は説明せませんが、後ほどお読みいただき、分からないことや提案があれば意見をいただきたいと思えます。

委員長：ただ今、説明していただいた重層的支援体制整備事業の実施計画の質問は、次の会議ではなく、各委員が個別にということですか。

事務局：個別で結構ですので、よろしくをお願いします。

委員長：委員の皆さまにはよろしくをお願いします。議事は以上です。以降の進行は事務局にお願いします。

## 5 次回の会議日程

事務局：第3回の子ども・子育て会議は来年3月下旬を予定しています。詳細は時期が近付いたらご案内しますので、よろしくをお願いします。それでは、閉会のあいさつを副委員長からお願いします。

## 6 閉会 副委員長あいさつ